

近江八幡市でのご結婚された皆さま

# 近江八幡市結婚新生活支援補助金

## 対象

- ✓ **令和8年1月1日から令和9年2月28日に**婚姻届が受理された夫婦。
- ✓ 申請時、夫婦のいずれも又は夫もしくは妻の住民票住所が申請に係る住宅の所在地（近江八幡市）となっている世帯。
- ✓ 婚姻日時点で、夫婦共に39歳以下である世帯。
- ✓ 令和7年分の夫婦の**合計所得が500万円以下**の世帯。
- ✓ 夫婦のいずれも同様の補助金や他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯。
- ✓ 夫婦のいずれも又は若しくは妻が日本国籍を有していない場合、日本の永住権を有している世帯。

今年度より申請には、市が指定する講座の受講(動画の視聴または医療機関への相談)が必要になりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。



## 申請期間

令和8年6月1日(月)から  
令和9年2月28日(日)まで

※オンライン申請の〆切。  
窓口申請の場合は開庁日2月26日(金)が〆切。

## 補助金額

婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下である新婚世帯	上限 60万円
婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下である新婚世帯	上限 30万円

## 必要書類

全員提出	<ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書兼実績報告書</li><li>・婚姻を証明する書類(婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証)</li><li>・夫婦それぞれの住民票</li><li>・住宅手当支給証明書</li><li>・夫婦それぞれの所得証明書</li><li>・振込先口座の通帳等の写し</li><li>・市が指定する講座等の受講後・相談後アンケート(市HPに講座URLがあります)</li></ul>
住居費用(新築・購入)	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅の売買契約書の写し</li><li>・住宅取得支払額内訳報告書</li></ul>
住居費用(賃貸)	<ul style="list-style-type: none"><li>・賃貸借契約書の写し</li><li>・対象経費の領収書等の写し</li><li>・他の家賃補助を受けている金額が分かる書類(該当者のみ)</li></ul>
引越費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・領収書等の写し</li></ul>
該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類</li><li>・生活保護による住宅扶助等その他公的制度による家賃補助の金額が確認できる書類</li></ul>

## 対象経費

夫婦が令和8年4月1日から申請日までに既に支払った次の費用が対象です。

### 住宅購入

- ・建物の購入費
- ・工事請負費(新築のみ)

### 住宅賃借

- ・家賃
- ・共益費
- ・敷金
- ・礼金
- ・仲介手数料



詳しくはこちら!

申請に必要な講座のURLや申請窓口予約、提出書類のダウンロード(窓口でも受取可)は市のホームページから→



土日でも!  
平日忙しくて市役所に行けなくても!

オンライン申請が  
できます



ご不明点等ありましたらお気軽にお問い合わせください。

近江八幡市役所 企画課

[開庁時間]

9:00~16:45

(土日祝除く)

住所: 〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

MAIL: 010202@city.omihachiman.lg.jp

TEL: 0748-36-5527